

FAX送信書 (4 ページ)



TO : _____ 様
(FAX : _____)

担当 _____
(FAX : 0152-24-2115)

画像貸出について

P H O T O G R A P H

この度は、お問合せいただき誠にありがとうございます。
画像貸出規定、及び、貸出までのフローを確認し、
画像の借用についてご検討下さい。

「画像貸出規定」・・・page 2,3

「貸出までのフロー」・・・page 4



info@shiretoko.or.jp

画像貸出規定

P H O T O G R A P H

公益財団法人 知床財団（以下、当財団）は、以下の画像貸出規定に基づいて、画像の貸出事業を行っています。貸出画像は、コスト削減と作業の効率化のため、原則的にデジタルデータでの貸し出し、メールでの送付となります。

■ 画像貸出規定



画像の使用について

画像をご使用になる際は、必ず事前に当財団の担当者までお知らせください。画像の無断使用は禁止します。無断使用が確認された場合には、当該使用料の10倍を申し受け、以後の画像貸出をお断りします。また、当財団より貸出した画像と同一、もしくは類似した画像が他社で既に使用されている、または将来使用される可能性があることをご理解の上、ご使用下さい。



料金

下記の写真貸出料金は、1社、1版、1回、1種、1号限りの料金です。同一写真の複数回の使用は、別途料金が発生します。モノクロで使用の場合も、カラーでの使用も同一料金です。商業利用※での使用は別料金となります。

基本料金 (1点) **¥ 20,000** (税別)

●商業利用での貸出料金 基本料金 ¥36,000

■ ※商業利用の例

- ・書籍
- ・ポストカード
- ・カレンダー

画像を加工したイラストなどの同様



画像データの貸出



データの受け渡しは原則としてメールでの送付となります。使用、不使用について、画像データ受取日より2週間以内にご連絡ください。ご連絡のない場合には、使用とみなします。ご使用にならない画像データ、ご使用後の画像データは、確実に破棄してください。また、ホームページなど、長期間にわたってご利用される場合には、原則として貸出期間を1年とします。1年が経過した際には、再度、貸し出しに関する手続きが必要となります。



所有権・著作権

画像の所有権及び著作権は全て当財団に帰属します。当財団では、画像に写っている建築物、場所などの商標権、特許権は保持しません。万一、これらの権利について第三者と使用上のトラブルが生じてても、当財団では、一切の責任を負いません。許諾が必要な場合はお客様において使用許可を取得する必要があります。また、画像を使用する際は「公益財団法人 知床財団」のクレジットを明記してください。



肖像権

画像内に人物が写り、なおかつその人物を特定できる写真に関して、当該人物より「肖像権放棄同意書」に署名いただいている場合〔mr〕（Model Release;肖像権が放棄されているもの）と明示しております。明示されていない場合は、当財団では肖像権を保持しません。モデルの許諾が必要とされる場合は、あらかじめご相談下さい。また、無断使用によるトラブルが生じてても当財団は一切の責任を負いません。

貸出までのフロー

P H O T O G R A P H

■ 貸出に至るまで

STEP 1

電話かEメールでご連絡下さい

電話番号 0152-24-2114

E-mail info@shiretoko.or.jp

受付時間 9:00~16:00



STEP 2

「画像貸出について（当冊子）」、「承諾書」、
をホームページよりダウンロードして下さい。
サンプル画像はメールにて送付します。

「画像貸出について」と「承諾書」について、ダウンロードできない
場合はメールにて送付します。



STEP 3

承諾書へサインをし、FAXで返信下さい
（14日以内にご返答ください）



STEP 4

写真と請求書を送付させていただきます

写真の送付は基本的にメールを使用します。請求書は郵送で送付させ
ていただきます